

民法 (配点 60 点)**【問題】**

Aは、自宅とは別に建物（以下「本件建物」という。）を所有していたが、平成 28 年 9 月 1 日、B に対し、本件建物を代金 3000 万円で売却し、同日、売買代金を受領した。しかしながら、B が移転登記等の諸費用を同日までに捻出することができなかつたため、B への本件建物の引渡しと所有権移転登記は、B が移転登記費用等を準備できた段階で行うことで合意して別れた。

その後、B からは一向に連絡をしてこない状態が続いていたところ、A は、自己名義の所有権登記を利用して、同年 12 月 1 日、C から、弁済期は 1 年後、利息年 1 割の約定で、500 万円を借り入れると同時に、この借入金を担保するため、本件建物に C のために抵当権を設定することとし、同日、C の抵当権設定登記も行った。

B は、平成 29 年 3 月末には、本件建物の引渡しも所有権移転登記も完了したいと考えていた。同年 2 月 1 日、B が、本件建物を見に行つたところ、不法占拠者 D が勝手に本件建物に住み着いている状態を発見した。なお、この時点でも B は移転登記費用等を準備できてはいない。

- (1) B は、D に対し、本件建物の明渡を請求できるか。法的根拠を示し、検討しなさい。
- (2) C は、D に対し、本件建物の明渡を請求できるか。法的根拠を示し、検討しなさい。
- (3) A は、D に対し、本件建物の明渡を請求できるか。法的根拠を示し、検討しなさい。

商 法 (配点 40 点)

以下の設例を読み、各設問に答えなさい。

【設例】

- 1 Y株式会社（以下「Y社」という。）は、化学薬品製造販売事業と健康食品製造販売事業を行う東京証券取引所市場第2部に株式を上場する取締役会・監査役会設置会社である。近年、化学薬品製造販売事業の業績が低迷し、この事業を東京証券取引所1部上場会社のZ株式会社（以下「Z社」という。）に引き受けてもらいたいと考え始め、Y社を分割会社、Z社を承継会社とする吸収分割をZ社に打診したところ、Z社もそれに乗り気で、吸収分割の条件について注文をつけてきた。
- 2 Z社の条件は、化学薬品製造販売事業の吸収分割の対価として、客観的な企業価値は10億円を下らないと評価するが、それを7億円という安い対価にしてほしいというものであった（以下「本件吸収分割」という。）。Z社が入手したM信託銀行及びN経営コンサルティング会社のそれぞれの鑑定評価書では、本件吸収分割の対価は10億円との記載がなされていた。Y社としては、Z社に化学薬品製造販売事業を引き受けてもらうためには7億円を飲む以外にはないと思った。
- 3 平成28年6月27日、Y社株主総会において、Y社の株式を15%保有するZ社もその議決権を行使してかろうじて本件吸収分割の議案は可決され、吸収分割の効力発生日は平成28年8月1日と定められた。
- 4 10年以上前からY社株式を5%保有する株主Xは、Y社及びY社株主にとって不利益となる本件吸収分割に反対で株主総会においても反対票を投じた。

【設問1】 (配点 20 点)

平成28年7月15日の時点で、株主Xは、同年6月27日開催の株主総会決議の瑕疵を争いたいと思っている。Xはどのような訴訟を提起すべきか、また、訴訟は認容されるか検討しなさい。

【設問2】 (配点 20 点)

同じく平成28年7月15日の段階で、吸収分割の効力発生日前に、Xは本件吸収分割を阻止したいと思っている。Xはどのような差止事由を主張して訴訟を提起すべきか、また、その訴訟は認容されるか検討しなさい。

民事訴訟法 (配点 40 点)

【問題 1】 (配点 15 点)

次の用語の意義を簡潔に述べ、具体例を挙げて説明しなさい。

- (1) 間接事実 (5 点)
- (2) 主張責任 (5 点)
- (3) 将来給付の訴え (5 点)

【問題 2】 (配点 25 点)

X が Y に貸金返還請求訴訟を提起し、X の勝訴判決が確定した後、Y は口頭弁論終結時に存在した反対債権との相殺を主張して、X に対し債務不存在確認訴訟を提起した。相殺による債務消滅の主張は既判力により妨げられるか。